

むつ市公式ホームページ広告掲載要綱

平成20年12月24日

むつ市告示第104号

改正 平成26年 2月25日告示第 21号

平成27年 2月27日告示第 12号

令和 4年12月28日告示第188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市広告掲載実施要綱（平成19年むつ市告示第40号。以下「実施要綱」という。）及びむつ市広告掲載実施基準（平成19年3月30日制定。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、インターネット上に公開しているむつ市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告掲載の了承を受けた者（以下「広告主」という。）の社名又は団体名を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、トップページ及び市長が指定するページの市長が指定する場所とする。

2 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ（1枠） 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) データ容量（1枠） 15キロバイト以内
- (3) データ形式 GIF形式（アニメーションGIF形式を含む。）、JPEG形式及びPNG形式

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 1月間の広告掲載を承認する場合 1枠につき、月額15,000円

(2) 4月から翌年3月までの間の広告掲載を承認する場合 1枠につき年額
165,000円

(広告掲載の申込みの期日)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月の初日の20日前までに実施要綱第8条第1項の規定にかかわらず、むつ市公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に電磁的記録媒体その他必要な書類を添え、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の承認)

第6条 前項の規定により広告掲載を承認したときは、実施要綱第8条第2項の規定にかかわらず、むつ市公式ホームページ広告掲載承認通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載の方法等)

第7条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告についてはこの限りではない。

(広告掲載料の納入等)

第8条 広告主は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかった場合には、この限りでない。

(広告掲載の中止、取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 虚位の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。

(3) 実施要綱第3条、実施基準第4条及び第5条各号のいずれかに該当したとき。

(免責事項)

第10条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、

損害の賠償等を市に請求しないものとする。

- (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー
その他市へのコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信
回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合（サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因のいかんを問わない。）について、賠償する責任を負わないものとする。

（協議）

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則（平成26年2月25日告示第21号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日告示第12号）

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第188号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後のむつ市広報紙取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の広告掲載の決定に係る広告料金について適用し、施行日前の広告掲載の決定に係る広告料金については、なお従前の例による。